

○山口県警察における警察電話の運営に関する訓令

平成16年7月14日

本部訓令第30号

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察電話要則（平成14年警察庁訓令第13号。以下「要則」という。）第12条第2項の規定に基づき、山口県警察における警察電話の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(警察目的以外の使用禁止)

第2条 職員は、警察の責務を遂行するために必要な事項以外の事項を目的として警察電話を使用してはならない。

(秘密の保持)

第3条 警察電話の運営に従事する職員は、法令の定めるところにより、通信の秘密を保持しなければならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事務の総括)

第4条 警察電話の運営に係る事務は、地域部地域企画課長（以下「地域企画課長」という。）が総括する。

(設置等の手続)

第5条 所属長は、警察電話の設置、移転、撤去等を行おうとするときは、電話設置等申請書（別記様式）により、地域企画課長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に申請するものとする。

2 本部長は、前項の規定による申請を受けた場合において、これが適当であると認めるときは、中国四国管区警察局山口県情報通信部長（以下「情報通信部長」という。）にその旨を申請するものとする。

3 前2項の規定は、部外使用電話及び加入電話の設置、移転、撤去等の手続について準用する。この場合において、部外使用電話の設置に当たっては、要則第3条各号の規定を参酌するものとする。

(障害の届出等)

第6条 職員は、警察電話の障害を認知したときは、速やかに所属長を経て地域企画課長に届け出なければならない。

2 地域企画課長は、前項の届出を受けたときは、情報通信部長に通知するものとする。

(非常事態の報告等)

第7条 所属長は、要則第9条に規定する非常措置を講ずる必要があると認めるときは、速やかに地域企画課長を経て本部長に報告するものとする。

2 本部長は、前項の報告を受けたときは、速やかに情報通信部長に通知するものとする。

(交換室の設置)

第8条 警察本部及び警察署に、交換室（隔壁で仕切られたものを含む。）を設置する。ただし、庁舎の実情に応じて、これを設置することなく、電

話交換業務を行うことができる。

(電話交換業務への従事)

第9条 執務時間（山口県の執務時間に関する規則（平成元年山口県規則第38号）第1項に定める執務時間をいう。）以外の時間において、電話交換業務は、当直勤務に従事している職員がこれに従事するものとする。

(交換室の運用)

第10条 交換室は、警察本部にあつては地域部地域企画課が、警察署にあつては警務課が運用するものとする。

(警察電話番号簿等の保管)

第11条 所属長は、警察電話番号簿及び山口県警察電話番号表を使用しないときは、施錠することができる場所に保管し、盗難及び紛失の防止に努めるものとする。